

## 長野県E C O C O ロゴマーク使用取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、長野県E C O C O ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、長野県に属する。

### (使用の承認)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ長野県林務部長（以下「部長」という。）の承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) その他使用承認の手続きを必要としないと部長が認めた場合

### (使用の申込)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、「長野県E C O C O ロゴマーク使用承認申請書」（様式1）に、次の各号に掲げる書類を添えて部長に申請するものとする。

ただし、部長が別に定める団体等が申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類（既存パンフレットで可）
- (2) 企画書等ロゴマークの使用内容が分かるもの
- (3) その他部長が必要と認める書類

### (使用承認等)

第5条 部長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて使用を承認することができる。

- (1) 長野県産材の利用拡大並びに長野県産材CO<sub>2</sub>固定量認証制度の周知、普及に効果がある場合
- (2) 森林の里親契約企業又は市町村で、森林の里親促進事業の周知、普及に効果がある場合
- (3) 小海県有林 J-VER を県から1トン(t-CO<sub>2</sub>)以上購入し、小海県有林 J-VER の周知、普及に効果がある場合

2 部長は、前項の規定により使用を承認するときは、「長野県E C O C O ロゴマーク使用承認書」（様式2）を交付するものとする。

3 第1項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しない。

- (1) 長野県産材CO<sub>2</sub>固定量認証制度、森林の里親促進事業及び小海県有林 J-VER プロジェクトの品位を傷つけ、信頼性を損なうおそれがある場合
- (2) 県民の利益を害するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合
- (5) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合
- (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) その他承認することを部長が不相当と認めた場合

4 前項の場合、申請に要した費用等については、長野県は一切の責任を負わない。

### (使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「ロゴマーク使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 部長が承認した使用目的等にのみに使用すること。
- (2) 長野県E C O C O ロゴマークキャラクターデザインマニュアルに定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) ロゴマークの一部のみを使用し、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。  
ただし、部長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (4) 当該使用に係る成果品の完成見本を速やかに部長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 部長は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

(承認内容の変更等)

第7条 ロゴマーク使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「長野県E C O C Oロゴマーク使用承認変更申請書」(様式3)を部長に提出するものとする。

2 部長は、前項に規定する申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは「長野県E C O C Oロゴマーク使用変更承認書」(様式4)を交付するものとする。

(承認の取消し等)

第8条 部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク使用者に対し、使用承認の取消し又は使用品の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) ロゴマーク使用者がこの規程に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (3) ロゴマーク使用者が、各種法令に違反したとき。
- (4) その他、ロゴマークの使用継続が不相当であると認められたとき。

(使用の非独占性)

第9条 ロゴマークは、非独占的に使用するものとする。

(経費等の負担)

第10条 長野県は、この規程によるロゴマーク使用にかかる経費を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 長野県は、ロゴマーク使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月25日から施行する。

部長が別に定める団体

- ・信州木材認証製品センター